

社会医療法人社団昭愛会 あい訪問看護ステーション運営規程

第1条

社会医療法人社団昭愛会が開設、運営する社会医療法人社団昭愛会 あい訪問看護ステーションの適正な運営を確保する為、人員及び管理運営に関する事項を定める。

第2条（事業の目的）

病気や怪我等により、家庭に於いて寝たきりか、寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた医療保険並びに介護保険受給者に対し、看護師が訪問して看護サービスを提供する。

この事業は、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法の理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえて利用者の意思を尊重し、生活の質の確保を重視して健康管理、全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に在宅医療を推進し、快適な在宅療養が維持できるように支援することを目的とする。

第3条（運営方針）

- 1 訪問看護事業の実施に当たっては、関係行政、地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- 2 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について随時協議する。
- 3 緊急の出来事にも柔軟に対応できる体制を整備する。

第4条（事業所の名称等）

- ①名 称：社会医療法人社団昭愛会 あい訪問看護ステーション
- ②所在地：東京都足立区西新井6丁目24番13号

第5条（職員の職種及び職務内容）

- ①管 理 者：保健師又は看護師を1名置く。

管理者は、所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応等、適切な事業の運営が行われるように総括する。但し、支障がなければ、看護職員を兼務することができる。

- ②看護職員：看護師を5名（常勤職員3名）置く。

看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護を担当する。

第6条（営業日及び営業時間）

訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は下記の通りとする。

- ①営 業 日：通常月曜日から金曜日迄とする。但し、国民の休日、12月30日～1月3日迄を除く。
- ②営業時間：月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分迄とする。

第7条（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は、次の通りとする。

- ①利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、看護師が利用者を訪問して看護計画を作成し、訪問看護を実施する。
- ②利用者又はその家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう助言する。
- ③利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言する。

第8条（訪問看護の内容）

指定訪問看護の内容は下記の通りとする。

- ①病状・障害・全身状態の観察
- ②褥創の予防・処置
- ③リハビリテーション
- ④療養生活や介護方法の助言・指導
- ⑤その他、在宅療養を維持する為に必要な医師の指示書等による医療処置

第9条（利用料）

利用料については、厚生労働大臣が定める基準に基づいた額。但し、当該指定訪問看護が法定代理受理サービスの場合は、その1割の額とする。その他の利用料については、別紙記載とする。

第10条（緊急時における対応方法）

- 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

第11条（キャンセル・サービス利用の一時停止）

- 1 利用者の都合によりサービスの利用を中止する際には、連絡を受けた時点で対処する。
- 2 当日キャンセルは、キャンセル料を徴収する。但し、利用者の容態の急変等、緊急でやむを得ない事情がある場合を除く。
- 3 キャンセル料は、利用者の利用負担の支払いに併せた金額とする。
 - ・サービス利用前日までは無料
 - ・サービス利用の当日は利用者負担額の100%

第12条（利用料の滞納）

訪問看護ステーションは、利用者が正当な理由なく3ヶ月以上利用料の支払いを滞納した場合、10日以内の支払期限を定めて督促し、それでもなお支払いがない場合は、サービスの全部若しくは一部の一時停止、又は契約の解除をすることができる。

その際には、利用者の担当介護支援専門員や利用者の居住地である市区町村に連絡するなど必要な支援をする。

第13条（契約の終了）

- 1 利用者は、訪問看護ステーションが次の事由に該当した場合に 7 日以上予告期間をおいて契約の解除をすることができる。
 - ①訪問看護ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②訪問看護ステーションが守秘義務に反した場合
 - ③訪問看護ステーションに社会通念を逸脱する行為があった場合
 - ④利用者が利用料の変更に応じられない場合
- 2 訪問看護ステーションは、利用者が次の事由に該当した場合に 7 日以上予告期間をおいて契約の解除をすることができる。
 - ①利用者が故意又は正当な理由なく訪問看護の利用に関する指示に従わない場合
 - ②利用者が社会通念を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で契約の目的が達せられないと判断した場合
 - ③利用者の死亡、3 ヶ月以上の入院、施設入居、要介護度の改善により訪問看護の必要を認められなくなった場合
 - ④第 12 条に定める場合

第14条（通常の事業実施地域）

- ①足立区全域
- ②荒川区全域
- ③葛飾区全域
- ④北区全域

第15条（苦情処理）

訪問看護ステーションは、利用者からの苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受付窓口を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

利用者又は家族に対して苦情に対する措置の概要について重要事項に記載・説明し、事業所内に掲示する。

第16条（事故処理）

訪問看護ステーションは、サービスの提供により事故が発生した場合は、区市町村・家族・当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行い、記録等に必要な措置を講じる。賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第17条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 1 訪問看護ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - ①法人内共同での虐待防止委員会の設置と責任者の選定

- ②虐待を防止するための看護職員等に対する研修の実施
 - ③利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ④その他虐待防止のために必要な措置
- 2 訪問看護ステーションは、指定訪問看護の提供中に、看護職員等又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報するものとする。

第18条（災害時の訪問看護体制及び対応）

- ①災害発生時は状況の確認を行った上で、必要と判断した場合は通常の訪問を中止し、災害時訪問看護の体制に切り替え対応する。
- ②利用者の安否確認・安全確保を優先して行う。
- ③緊急対応が必要な利用者から訪問を行う。
- ④緊急措置を優先する場合や連絡・交通手段が途絶えるなどの理由により、連絡なしに訪問をしたり訪問を休止したりする場合がある。
- ⑤通常訪問が休止となる場合に備え、平時より利用者又は家族に対し、各自の備えや対策方法を事前に指導・支援する。

第19条（その他の留意事項）

- 1 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る為の研究・研修の機会を設け、質の向上ができる体制を整備する。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の情報を正当な理由無く第三者に漏らさないものとし、この守秘義務は職員でなくなった後においても継続するものとする。
- 3 この規程に定める事項の他の運営に関する重要事項は、社会医療法人社団昭愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、2023年12月1日から実施する。

< 別紙 >

(1) 訪問看護利用料

[介護保険利用]

介護保険法に定める額に対する利用者ごとの負担割合に応じた額とし、所要時間により下記の通りとする。

所要時間	単 位 (介護)	所要時間	単 位 (予防)
1) 20分未満	313 単位	1) 20分未満	302 単位
2) 30分未	470 単位	2) 30分未	450 単位
3) 30分以上1時間	821 単位	3) 30分以上1時間	792 単位
4) 1時間以上1時間30分未満	1,125 単位	4) 1時間以上1時間30分未満	1,087 単位

※ その他介護保険法に基づいた各種加算

※ 准看護師の訪問看護算定 $\frac{90}{100}$

※ 1単位の単価は、10円に地域区分 ($\frac{1.140}{1000}$) を乗じた額

[医療保険利用]

健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律に定める額に対する利用者ごとの負担割合に応じた額とする。

(2) その他の利用料

1 (交通費)

訪問看護に要した交通費は、ステーションからの往復の額を徴収する。

但し、交通費の徴収は、医療保険適用の場合のみとする。

① 訪問看護ステーションから片道 2 km以上 5 km未満 ----- 500円

② 訪問看護ステーションから片道 5 km以上 10 km未満 ----- 1,000円

③ 訪問看護ステーションから片道 10 km以上 20 km未満 ----- 1,500円

④ 訪問看護ステーションから片道 20 km以上 ----- 2,000円

2 (超過利用料)

営業時間内において利用時間を超過した場合は、下記の金額を徴収する。

適用保険種別	超過時間別	超過利用料
医療保険	30分未満	1,500円
	30分から1時間	3,000円
介護保険	30分未満	1,500円
	30分から1時間	3,000円

但し、介護保険適用の場合は、ケアプラン計画時間を超過した場合のみ適用。

3 (営業時間外の訪問看護料)

営業日以外の訪問看護料 ----- 1回 5,000円

尚、基本計画時間を超過した場合は、上記の第2項の金額を加算する。

但し、土曜日、日曜日、国民の休日、12月30日～1月3日を除く。

4 (エンゼルケア料)

エンゼルケア料 ----- 20,000円

5 (その他)

その他、訪問看護に必要な材料費等 (保険適用外の衛生材料) は、実費徴収とする。

以上の利用料に関しては、訪問看護を開始するにあたり、予め利用者及びその家族に対して趣旨を説明し、了承を得ることとする。